

# がん先進医療費利子補給事業

## 1 目的

金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けたがん患者及びその家族に対し、利子補給を行うことにより経済的な負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう支援する。

## 2 現状と課題

先進医療は保険が適用されず、受診に際しては高額な医療費を全額個人負担しなければならない。

## 3 利子補給条件

- (1) 対象者 県内在住1年以上の県民
- (2) 所得制限 600万円以下の世帯(高額療養費制度の一般及び低所得者)
- (3) 借入限度額 300万円
- (4) 利子限度額 年利5.5%(固定金利、保証料含む)
- (5) 補助率 10/10
- (6) 利子補給期間 7年以内
- (7) 対象金融機関 県との協定を締結した県内11金融機関
- (8) 対象医療 厚生労働省が定める先進医療のうち、県内の医療機関で実施されているがん医療に限る。

※ 現在県内で実施されているがんの先進医療

- ・ 樹状細胞を用いたがんワクチン療法(信州大学医学部附属病院)
- ・ 陽子線治療(相澤病院)

## 4 実績

	承認日	先進医療名称	承認額
A	H27.1.26	樹状細胞を用いたがんワクチン療法	129万円
B	H27.2.13	陽子線治療	300万円
C	H27.2.13	陽子線治療	300万円